

大分県歯科技術専門学校特別奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、大分県歯科技術専門学校(以下、本校)に進学したいという意欲がありながら、経済的理由で進学が困難と認められ、本校学生として相応しいと認められる者に奨学金を給付し支援することを目的とする。

第2条 学資の給付を受ける学生を特別奨学生(以下奨学生)と称する。

1. 給付する学資を特別奨学金(以下奨学金)と称する。
2. 奨学生の選考及び奨学金に関する諸事項を審議するため奨学金委員会(以下委員会)を置く。
3. 委員会は、理事長、校長ならびに事務局長の承認を経て若干名で構成し委員長は学生部長とする。

(対象・給付額)

第3条 奨学生の対象者は、特別推薦、一般推薦一期、一般試験A日程、社会人Ⅰの入学試験で受験し入学許可を得た者で、下記の項目のいずれかに該当し、かつ経済的に進学が困難な者。

1. オープンキャンパスに参加した者
2. 大分県外などの遠隔地から入学する者
3. 兄弟姉妹が本校の在校生である者

第4条 奨学金の給付額 A) 20万円 B) 15万円 C) 10万円

(申請・選考・給付方法)

第5条 奨学生を希望する者は、入学試験の出願の際、出願書類に加え、下記の書類を必ず同封して提出しなければならない。

1. 特別奨学金申請書
2. 父母二名の所得金額を証明する書類(主たる家計支持者が父母以外の場合には、その方の証明書類を提出)
・給与所得者は前年度の源泉徴収票の写し ・農業、林業、漁業、自営業の方は確定申告書の写し ・その他の方は所得のわかる証明書

2. 奨学生の選考は委員会にて書類審査を経て決定する。
3. 奨学生に採用されたものは、所定の誓約書を委員会に提出しなければならない。
4. 給付方法は誓約書受理後、初年度学費より下記の奨学金の給付額を減額する。奨学金は現金による給付はしない。

(資格の喪失)

第6条 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは委員会の議を経て奨学生の資格を取り消し、すでに給付された奨学金の全額を即時返還しなければならない。

- (1) 校則による停学等の処分を受けた場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) その他、奨学生として適当でないと認められた場合。

(所管)

第7条 奨学生に関する事務は、委員会の事務担当が行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て理事長が行う。